

# 河北町立谷地西部小学校いじめ防止基本方針【概要版】

## ～いじめ防止等の基本的な施策～

### いじめ未然防止

- (1) 教職員による指導
  - ・教職員の資質能力の向上と共通理解
- (2) 児童に培う力とその取組
  - ・お互いの人格を尊重する
  - ・分かりやすい授業づくり
- (3) いじめ防止のための組織と具体的な取組
  - ・いじめ防止対策委員会を設置
  - ・情報の共有、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等
- (4) 児童の主体的な取組
  - ・児童会による取組を支援
- (5) 家庭・地域との連携
  - ・学校、家庭、地域が連携した対策を推進

### 早期発見

- (1) いじめを察知するための具体的な対応
  - ・小さな変化や危険信号を見逃さない
  - ・日常的な児童の見取り
  - ・定期的なアンケート調査
  - ・いじめを積極的に認知
- (2) 相談窓口などの組織体制
  - ・相談できる体制を整備と定期的な点検
  - ・個人情報法の保護
  - ・真摯に対応
- (3) 地域や家庭との連携
  - ・学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築

### 適切な対応

- (1) 素早い事実確認・報告・相談
  - ・組織的に対応 相談や訴えには、真摯に傾聴
  - ・必要に応じて諸関係機関との連携
- (2) 発見・通報を受けての組織的な対応
- (3) 被害者への対応及びその保護者への支援
  - ・児童に寄り添い支える体制づくり
  - ・解決したと思われる場合でも、最低3カ月支援を継続
- (4) 加害児童及びその保護者への対応
  - ・安心・安全、健全な人格の発達に配慮
- (5) 集団へのはたらきかけ
  - ・互いを尊重し、認め合う集団づくり
- (6) いじめの解消
  - ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3カ月）
  - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童及びその保護者に対し面接等で確認）
- (7) ネットいじめへの対応

### 重大事態への対応

～いじめがあったのではないかとこの前提で事実に向き合う～

- (1) 調査組織の設置と調査の実施
  - ・第三者による調査組織
  - ・事実関係を明確にするための調査を実施
- (2) 重大事態の報告
  - ・河北町教育委員会を通じて河北町長へ報告
- (3) 外部機関との連携

#### 【重大事態とは】

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められたとき。
- ・当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

### 点検・評価と見直し

～いじめ問題に関する取組が機能しているかを点検し、  
常に見直しを図りながら推進する PDCA サイクルの確立～

- (1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方
  - ・学校評価でいじめの問題を取り扱い、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- (2) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル
  - ・組織的な対応による、未然防止、早期発見、適切な対応の取組の徹底
  - ・取組状況を客観的に振り返り、改善を図る。
  - ・成果と課題の確認と全教職員による共通理解